

日 時 平成21年3月17日(火) 午前10時 開 議

出席議員 (16人)

1番 工藤和子	2番 大久保朝泰
3番 大溝雅昭	4番 工藤俊広
5番 工藤禎子	6番 村上啓二
7番 北山一衛	8番 佐々木隆
9番 後藤秀憲	10番 山田鉦一
11番 鳴海泰三	12番 中田博文
13番 斎藤直文	14番 工藤賢治
15番 福土幸雄	16番 村上隆昭

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市長 鳴海広道	副市長 玉田芙佐男
総務部長 村上豊継	企画財政部長 山田良一
民生部長 三浦裕寛	福祉部長 齋藤繁人
農林商工部長兼 バイオ技術センター所長 小田桐正樹	建設部長 佐々木武市
会計管理者 木立正博	上下水道部長 角田祐一
黒石病院事務局長 兼医事課長 村元英美	総務課長兼 検査指導監 永田幸男
財政課長 成田耕作	債権対策室長 千葉毅
国保医療課長 福土勝彦	福祉総務課長 奈良岡和保
健康長寿課長兼 地域包括支援センター所長 山口幸誠	農林課長兼 バイオ技術センター次長 工藤秀雄
監査委員 廣瀬左喜男	教育委員会 委員長 篠村正雄
教育長 横山重三	教育部長 鳴海勝文
選挙管理委員会 委員長 乗田兼雄	農業委員会会長 木村兼作

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成21年第1回黒石市議会定例会議事日程 第4号

平成21年3月17日(火) 午前10時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第5号 黒石市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

- 第 3 議案第 6 号 黒石市総合計画審議会条例制定について
- 第 4 議案第 7 号 黒石市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 8 号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 9 号 黒石市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 10号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 11号 黒石市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 12号 黒石市債権管理条例制定について
- 第 10 議案第 13号 黒石市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 11 議案第 14号 黒石市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議案第 15号 黒石市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
- 第 13 議案第 16号 黒石市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 14 議案第 17号 黒石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 15 議案第 18号 黒石都市計画事業黒石駅周辺地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例制定について
- 第 16 議案第 19号 黒石市温泉供給事業条例の一部を改正する条例制定について
- 第 17 議案第 20号 黒石市国民健康保険黒石病院に勤務する職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
- 第 18 議案第 21号 黒石市国民健康保険黒石病院看護師修学生、助産師修学生及び診療放射線技師修学生奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定について
- 第 19 議案第 22号 市道の路線廃止について
- 第 20 議案第 23号 市道の路線認定について
- 第 21 議案第 24号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 22 議案第 25号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 第23 議案第26号 平成20年度黒石市一般会計補正予算(第9号)
- 第24 議案第27号 平成20年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第25 議案第28号 平成20年度黒石市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 第26 議案第29号 平成20年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第27 議案第30号 平成20年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算(第5号)
- 第28 議案第31号 平成20年度黒石市水道事業会計補正予算(第2号)
- 第29 議案第32号 平成20年度黒石市温湯財産区会計補正予算(第1号)
- 第30 議案第33号 平成21年度黒石市一般会計予算
- 第31 議案第34号 平成21年度黒石市国民健康保険特別会計予算
- 第32 議案第35号 平成21年度黒石市老人保健特別会計予算
- 第33 議案第36号 平成21年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算
- 第34 議案第37号 平成21年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計予算
- 第35 議案第38号 平成21年度黒石市介護保険特別会計予算
- 第36 議案第39号 平成21年度黒石市西十和田ユース・ホテル特別会計予算
- 第37 議案第40号 平成21年度黒石市観光施設事業特別会計予算
- 第38 議案第41号 平成21年度黒石市簡易水道特別会計予算
- 第39 議案第42号 平成21年度黒石市温泉供給事業特別会計予算
- 第40 議案第43号 平成21年度黒石市農業集落排水事業特別会計予算
- 第41 議案第44号 平成21年度黒石市土地取得特別会計予算
- 第42 議案第45号 平成21年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計予算
- 第43 議案第46号 平成21年度黒石市水道事業会計予算
- 第44 議案第47号 平成21年度黒石市下水道事業会計予算
- 第45 議案第48号 平成21年度黒石市中川財産区会計予算
- 第46 議案第49号 平成21年度黒石市上十川財産区会計予算
- 第47 議案第50号 平成21年度黒石市追子野木財産区会計予算
- 第48 議案第51号 平成21年度黒石市温湯財産区会計予算
- 第49 議案第52号 平成21年度黒石市袋財産区会計予算
- 第50 議員提出議案第1号 専決処分事項の指定についてを廃止することについて
- 第51 議員提出議案第2号 市長の専決処分事項の指定について

出席した事務局職員職氏名

事務局 長 奥野正行

次 長 長谷川 直 伸
主幹兼議事係長 太 田 誠
議事係主査 山 谷 成 人

会議の顛末

午前10時01分 開 議

議長（斎藤直文） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

議長（斎藤直文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

3番大溝雅昭議員、14番工藤賢治議員を指名いたします。

議長（斎藤直文） 日程第2 議案第5号 黒石市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第3 議案第6号 黒石市総合計画審議会条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第4 議案第7号 黒石市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第5 議案第8号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例の一部
を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第6 議案第9号 黒石市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第7 議案第10号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第8 議案第11号 黒石市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第9 議案第12号 黒石市債権管理条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

5番(工藤禎子) 債権対策室のですね、多分可決されると思われかもしれませんが、21年度のこれからの運営計画っていいですかね、スケジュールっていいですか、どのようになるのか、お知らせ願いたいと思います。

議長(斎藤直文) 企画財政部長。

企画財政部長(山田良一) 今後の債権管理のスケジュールについて、お答えいたします。

本条例が可決されれば、条例の施行に関する規則と債権管理マニュアルを関係各課に通知します。4月からは債権管理簿を作成し、金額・件数等を把握した上で、滞納者には期限を定めて督促をするなど、回収に向けた取り組みを行ってまいります。

一方、回収不能な場合は、不納欠損処分をするための手続をとるなど、適正な債権管理の運用に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長(斎藤直文) 1番。

1番(工藤和子) 第5条のね、債権管理簿を整備する担当課はどこになりますか。

それとですね、第6条から第10条の徴収停止を担当する課はどこになるのか、お知らせください。

議長(斎藤直文) 企画財政部長。

企画財政部長(山田良一) 御質問の件は全部原課、各課になります。以上であります。各担

当課、保育料であれば福祉事務所の福祉総務課、水道料金であれば管理課ということになりますので。

議長（斎藤直文） 5番。

5番（工藤禎子） 1軒の人がっていうか世帯の人が、滞納っていうのはいろんなところにダブっていることもあるんで、包括的に滞納を埋めていくというか、そういうふうにも話を聞いたんですけども、そういうところではこう、基本的には各担当が把握するというところでいいんですけども、全体のそういう各部署との協議の場を持って対策を練るんじゃないでしょうか。その辺ちょっと不安です。

議長（斎藤直文） 企画財政部長。

企画財政部長（山田良一） ただいま工藤禎子議員おっしゃったとおり、そのように各関係課と協議して債権対策室で対処してまいります。以上であります。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第10 議案第13号 黒石市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第11 議案第14号 黒石市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第12 議案第15号 黒石市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第13 議案第16号 黒石市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第14 議案第17号 黒石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第15 議案第18号 黒石都市計画事業黒石駅周辺地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第16 議案第19号 黒石市温泉供給事業条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第17 議案第20号 黒石市国民健康保険黒石病院に勤務する職員の特種勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第18 議案第21号 黒石市国民健康保険黒石病院看護師修学生、助産師修学生及び診療放射線技師修学生奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第19 議案第22号 市道の路線廃止についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第20 議案第23号 市道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第21 議案第24号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

登壇

市長(鳴海広道) 議案第24号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてで
ありますが、人権擁護委員として人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を推薦し
たいので、市議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市北美町三丁目21番地

氏 名 酒 井 賛 逸

生年月日 昭和17年11月15日

略歴は別記のとおりであります。

降壇

議長(斎藤直文) お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いた
します。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第22 議案第25号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

登壇

市長（鳴海広道） 議案第25号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、黒石市固定資産評価審査委員会委員として、次の者を選任したいので、市議会の同意を求めるものであります。

住所 黒石市大字牡丹平字福民西73番地

氏名 渡邊公嗣

生年月日 昭和20年1月31日

略歴は別記のとおりであります。

降壇

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第23 議案第26号 平成20年度黒石市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第24 議案第27号 平成20年度黒石市国民健康保険特別会計補
正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第25 議案第28号 平成20年度黒石市老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第26 議案第29号 平成20年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第27 議案第30号 平成20年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第28 議案第31号 平成20年度黒石市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。1番。

1番（工藤和子） 3条の予算、第3項 国庫補助金清算金追加、これ補正予定額が161万ついていますけれども、この清算金が発生した理由とその内容をお知らせください。

議長（斎藤直文） 上下水道部長。

上下水道部長（角田祐一） この国庫補助金清算金については、これは平成19年度補助事業、これ老朽管更新事業の分なんです、これにかかわる消費税の償還金になります。補助事業にかかわる消費税の償還金ということになります。以上であります。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第29 議案第32号 平成20年度黒石市温湯財産区会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第30 議案第33号 平成21年度黒石市一般会計予算から、日程第49 議案第52号 平成21年度黒石市袋財産区会計予算まで、合わせて20件を一括議題といたします。

本案については、予算特別委員会委員長から別紙の報告書が提出され、お手元に配付しておきましたので、御報告いたします。

これより、議案第33号から議案第52号まで、順次質疑、討論、採決いたします。

議案第33号 平成21年度黒石市一般会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番(工藤禎子) 平成21年度黒石市一般会計予算に反対するものであります。

市税などの問題ですが、この5年間を見ても所得税と住民税の配偶者特別控除の廃止、住民税・所得税の定率減税全廃、高齢者の住民税非課税処置の廃止、そして年金はふえていないのに介護保険料や後期高齢者保険料の負担増で、しかも容赦なく年金から天引き。さらに、新年度は65歳以上の住民税の天引きも予定され、税制度はどんどん負担をふやしています。

また、雇用破壊の中で年収が少ない、あるいは収入がない状況が広がり、黒石においても年収200万円以下の給与所得者はかなり多くなっていると推測されます。市民所得も県内市部でも低く、収入が減っている若い人たちにも税負担が重くのしかかっています。そういう中で徴収の役割、債権対策室で扱う未収金対策を取り組む上で、多重債務も含む相談窓口の設置が必要と思います。確かに支払い能力がありながらの滞納者には、厳正な対処を考えることを全く否定するものではありませんが、職員の対応や制度の活用を知らせるノウハウが求められます。職員の仕事の時間は市民から託された時間でありますから、給与も税金から支払われております。

ですから、例えば、上司から指示された仕事であっても、上司の向こうにあるのは市民です。みずからの職務は市民の役に立つことだと自覚していると思いますが、滞納や未収金の取り組みをすれば、当然その世帯の経済状況まで立ち入ることになります。何で支払えないのか、今後どういう支払い方をさせていただくのかという話し合いの中で、仕事がないこと、家族に病人がいること、福祉施設などに入ってお金がかかることなど、いろんな滞納をつくる納税意識の喚起を言っても、生活苦や滞納の背景には多重債務問題があります。利息制限法、出資法、貸金業規制法などで解決の道は出てきます。高金利ゆえに多重債務で苦しむ市民を一人でも減らすことが多種の滞納の解消にも寄与することができると確信します。行政への信頼を得ることができると、自殺を考えている人を救うかもしれない、やりがいのある部署です。

今、債権対策室がいろんな滞納を一元化して取り組もうとしています。その一人一人の状況を分析し、多重債務の解決までしっかり把握して滞納を解消につなげていくことが大事です。既に全国には課を設けたり、専門の担当職員を置いている自治体もあります。もちろん黒石市の職員も一生懸命対応していることは、市民からも職員間からも聞いています。しかし、いろんな問題がありますから、相談窓口を一元化して、そこに相談を集中して専門的に対応することが債務者の生活債権と各種滞納の解消にもつながり、市民にとっても行政にとってもメリットのあることです。そのことが頑張っている人が損をしない道でもあるのです。多重

債務などの相談窓口の件はこれまでも取り上げてきましたが、なかなか市長の理解を得られない。未収金対策に反対するつもりはありませんが、同時に専門の相談窓口を設けなければ、すべての市民に役に立つ行政になり得ないと考えます。それが反対の一つであります。

もう一つは、今、財政再建に取り組んでいるわけで、27年度までにすべての会計を黒字にするということを目指しているわけです。そこで、私やっぱり欠けているなと思うのは、これまでも言ってきましたけれども、この行財政運営方針をですね、どう市民に理解してもらうか。今後のかじ取りをしていく鳴海市政がですね、やっぱりこの方針をもっと市民に語り、市民とともに政策をつくり上げていくという視点が必要であると考えます。どうしても行政主導で押しつける姿勢が見えてなりません。絶えず市民から広く声を聞く場を持つ、そういう基本的な住民自治と地方自治の取り組みが不足していると考えます。大変頑張っている部分もありますけれども、同時にそういう住民本位、そういうところですね、私はどうしてもなかなか一致しないというか、提案が通らない部分があるので、そこを指摘しながら反対したいと思います。

議長（斎藤直文） 9番。

9番（後藤秀憲） 私は、議案第33号 平成21年度黒石市一般会計予算に賛成するものであります。

この予算案は、昨年11月に策定された行財政運営計画に基づき、その計画に沿った予算となっています。今混迷する国政が依然として先行き不透明な経済状況が続いており、市税や交付税などの大幅な歳入増が見込めない中、人件費の抑制、公債費の減、各種委員の報酬減額など、これまでの歳出削減策を継続しておりますが、今このような厳しい状態にありながらも、福祉関係では県内初の取り組みとなる、ひとり親家庭等医療費対策など、黒石市独自の少子化対策を初め、黒石病院など企業会計の補助金や特別会計の繰出金を増額したことは、将来に明るい兆しが見えつつあるものと判断しています。

さらに、昨年度に続き、2億1,000万円の黒字予算としたことも高く評価できるものであり、実質的には7年連続の減額予算となっておりますが、財政健全化の連結決算ベースを見据え、各事業についても、限られた財源を市民生活に直結した福祉の充実や農業所得の向上など、効果的に配分されております。

以上の点から、私はこの一般会計予算案に賛成するものであります。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 次に、議案第34号 平成21年度黒石市国民健康保険特別会計予算から、議案第35号 平成21年度黒石市老人保健特別会計予算まで、合わせて2件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、議案第34号から議案第35号まで、合わせて2件を一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第34号から議案第35号まで、合わせて2件に対する委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

議案第34号から議案第35号まで、合わせて2件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第35号まで合わせて2件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 議案第36号 平成21年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 平成21年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算に反対するものであります。

後期高齢者医療制度の運営主体は広域連合ですが、保険料の徴収・督促、保険証の受け渡し、

受付・窓口業務などは市町村が行うことから、市の責任と役割は重要です。財源に占める後期高齢者の保険料の割合は10%でスタートいたしました。しかし、後期高齢者の人口比率がふえるに応じてこの割合を12%、15%と自動的に引き上げる仕組みが設定されています。2年に1回保険料が上がることとなります。医療に費用がかかる高齢者だけの医療保険をつくれれば保険料の値上げは避けられず、また、重い保険料負担に耐えられなくなることは目に見えています。国民みんなの公的医療保険に入る国民皆保険の国で、年齢によって医療保険を区切り、高齢者だけを差別している国は世界にありません。

政府はこの制度を導入する理由として、若い人の負担を過重にしないためと説明しましたが、老人保健制度では財源は公費と拠出金に分かれているだけで、世代による色分けなどありませんでした。国は世代間の痛みを押しつけ合いにさせて、国庫負担をふやさない理屈にしているしかほかなりません。まさに長生きするほど痛みが押しつけられていく制度。医療費抑制の名で高齢者を差別するこの制度は、中止、撤回しかありません。

以上の理由から、反対するものであります。

議長（斎藤直文） 2番。

2番（大久保朝泰） 私は、議案第36号 平成21年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算に賛成するものであります。

全国的に少子高齢化が急速に進行し、高齢者の医療費はますます増大すると見込まれ、このままでは高齢者医療制度の維持が困難になると予想されております。平成20年度から開始された後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を現役世代からの支援と高齢者自身の負担を明確にするなど、将来の制度維持のためには先送りできない重要な改革であります。

このことから、この予算案は可決されるべきであり、賛成するものであります。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

議長（斎藤直文） 議案第37号 平成21年度黒石市姥懷霊園墓地特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 議案第38号 平成21年度黒石市介護保険特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番(工藤禎子) 平成21年度黒石市介護保険特別会計予算に反対するものであります。

反対理由の一つは、介護保険料の値上げであります。

所得区分が6段階から8段階に細分化されても23年度まで19%の引き上げで、基準額で月額796円増になり4,931円、約5,000円になります。これまでは40市町村の中で6番目に安かったものが、今度は二十二、三番目になることは、それだけ値上げ幅が高いということですから、負担感は重い。なぜなら、黒石市の65歳以上の年金収入は、月額4万6,000円ほどであります。さらに、60歳から年金を受け取っている人は、月額2万円ほどにしかありません。それから介護保険料・後期高齢者医療保険料など引かれると、本当に生活が大変です。もっと値上げ幅は削減できたはずと思います。

二つ目は、要介護認定の見直しであります。

これまでも認知症の人などを中心に実態がきちんと反映されておらず、軽度になることが問題となっていました。今回の見直しは調査項目を削減し、一層軽度に判定される可能性が高いのです。聞き取り調査の方法や判断基準を示した認定調査員テキストにも、大幅な変更が加えられました。

例えば移乗、つまり車を使う機会がない重度の寝たきり状態の人も、従来なら全介助と判断

されました。ところが、新テキストでは介助自体が発生していないとして、自立を選択するよう迫っているのです。また、食事摂取の項目でも、食べ物を口にできず、高カロリー液の点滴を受けている人の場合、食事の介助が発生していないとして、全介助から自立へと変更されます。薬の内服では、現在薬の内服はないが処方された場合は、重度の認知症があるため自分では内服できない。しかし、これも薬を飲んでいないという現実で自立となります。また、肺がん末期で入退院を繰り返している73歳の車いすの男性は、現在要介護1です。ところが、新しい認定方式では要支援2に下げられます。週に9回利用しているヘルパーを最高でも週3回しか利用できなくなり、食事、排せつ、入浴、掃除の援助が不足してきます。生活に支障を来してしまいます。それから、先天性の股関節症などがある68歳の女性は、要介護1から要支援2に下がります。病弱な夫と要介護状態の母親と同居中ですが、ヘルパーを週10回から3回に減らさざるを得なくなり、夫の負担が激増、家族3人の生活が危機に陥ります。

したがって、福祉部長は適正な認定がされると答弁しましたが、政府がそもそも介護保険の利用制限を行おうとしている認定を見直していることから、介助されている人が軽度に判定されることは確実にふえると思います。

第3、介護報酬の引き上げですが、介護現場は劣悪な労働条件ゆえに人材不足が深刻になっており、このことはもはや国民的な課題となっています。処遇改善、人材確保の推進や雇用管理の改善など、国の予算もつきましたが、介護報酬の引き上げも制度発足以来初めてであり、世論の成果ではありますが、3%の値上げでは不十分で5%以上の引き上げが必要と福祉労働者は訴えています。福祉の労働は、人間の命と尊厳を守る仕事でありますから、人権を守る仕事にふさわしい労働条件の改善が必要です。

以上の見直されたとりわけ3点を指摘し、反対するものであります。

議長（斎藤直文） 6番。

6番（村上啓二） 私は賛成するものであります、この議案に。

いろんなこと言いました。値上げが一つの要因。あるいは介護の認定そのものでもってというようなことをおっしゃっているわけですが、基本的に介護の報酬は3%、報酬が現場は上がるわけでした。

もう一つは、1号保険者がふえるんですが、65歳になってふえるんですが、利用する給付額が年々増加する、これが現実であります、理屈はどうあれ。そのものに今の状況では対応しきれないというのが一つの大きな最も要因なわけでした、そこら辺を考えると、手直し、見直し、値上げ等々を考えられざるを得ない。

よって、給付費のアップが2年間で5%と、こういうような状況。しかも、介護の現場がさっきもおっしゃったように、きついからもっと値上げしろというような声があるんですが、さ

らにアップせよというのはそれもまた話としては理解できるが、段々とやっばり上げていかざるを得ないという状況もまた理解しなきゃならないと。こういうことを踏まえていきますと、年率19%のアップは万やむを得ないと、こういうような状況になるかと思います。

もう一つは、基本理念であるところの互助。利用する人、それから払う人、その度合いが互助の心の中で、しかも今、基金が2,900万も食ってるというような、そういう状況を踏まえると、さらにこれも万やむを得ない値上げであるというふうに理解して、賛成するものであります。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

議長（斎藤直文） 次に、議案第39号 平成21年度黒石市西十和田ユース・ホステル特別会計予算から、議案第52号 平成21年度黒石市袋財産区会計予算まで、合わせて14件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、議案第39号から議案第52号まで、合わせて14件を一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第39号から議案第52号まで、合わせて14件に対する委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

議案第39号から議案第52号まで、合わせて14件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第52号まで合わせて14件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第50 議員提出議案第1号 専決処分事項の指定についてを廃止することについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第51 議員提出議案第2号 市長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

5番(工藤禎子) どなたが答えるかあれですけども、やっぱり議会にすべてかからなくてもいいんですけども、議会を軽視した形で処分が進んでいくんじゃないのかなあというような気持ちもするんですね、そのタイミングもありますから。そういう点で、議会にやっぱりそういうことがいろいろと反映されにくくなるという点では、どのようにお考えでしょうか、お答え願います。

議長(斎藤直文) 8番。

8番(佐々木隆) 私は今、禎子議員から言われました議会が軽視されるというお話でありまして、私も、黒石の職員は大変優秀な職員の方々でありますので、軽視されるようなことはないと思います。

議長(斎藤直文) 5番。

5番(工藤禎子) そういうことではなく、議会がやっぱりチェックする、一般的にチェックする機能を持っているわけで、それが余りかからないような状態になると。やっぱり議会がね、チェックするという機能が軽視されはしないかということで、今、議員のこと言ってるんですね。その点お願いします。

議長(斎藤直文) 8番。

8番(佐々木隆) 私はそのような思いはないわけで、最終的に我々議員にも報告があると思います。その場でも、先に進む部分もあると思いますけれども、私はそう思いません。

議長(斎藤直文) 4番。

4番(工藤俊広) 100万円という、この金額で切っているわけですから、そんな大きな事案であればそれは、当然議会で審議していかなければいけない。でも、その100万という数字が、じゃあ、それが正当性があるのかないのか、そういった疑念もあるかもしれませんが、私はこの100万という数字が、この議員を、議会を軽視しているという、そういった金額には当たらないというふうに判断して、今回の議案に対して賛成するものであります。

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 以上で、今期定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて平成21年第1回黒石市議会定例会を閉会いたします。

午前10時53分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年3月17日

黒石市議会議長 斎藤直文

黒石市議会議員 大溝雅昭

黒石市議会議員 工藤賢治